○ 防災基盤整備事業(総務課総務担当)　　℡52-6500

防火水槽の設置、小型動力ポンプの購入を希望される自治会にかわって、町が設置・購入し、その費用の 30%を地元分担金として納めていただきます。

（単位：円）

	総事業費 （限度額）	地元分担金 （事業費の 30%）
防火水槽	6,000,000	1,800,000
小型動力ポンプ	1,300,000	390,000

※注意事項

①防火水槽については、縦 15m×横 12m程度の敷地が必要です。要望に際しては、設置場所が確定してあるものについて要望してください。

②小型動力ポンプの更新は、概ね 15 年以上を経過したものが対象となります。

③地元分担金については実施年度内に納入していただきます。

④起債の許可が得られない場合、事業は次年度に繰越させていただきます。

⑤要望が多い場合は消防力の基準により調整させていただきますので、翌年度以降になる場合があります。

⑥総事業費が限度額を超えた場合、超過分は全額地元分担金となります。

[令和６年度　日野町補助事業等一覧表]P16 抜粋

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

令和６年１２月定例会
川東昭男議員　配付資料②-1

○　インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。

○　しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後６年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。

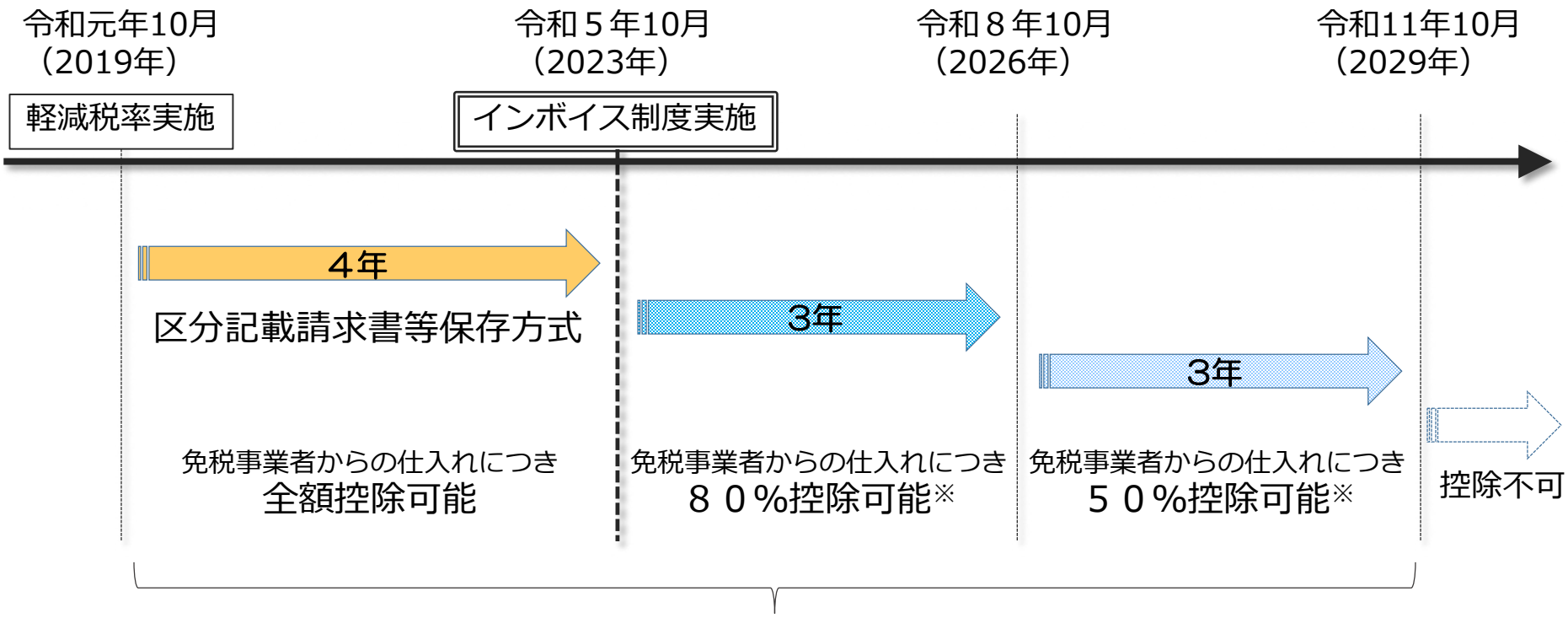

インボイス制度の実施に当たり、１０年間の経過措置期間を設けている

（免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討）

※　仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（８割控除・５割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

（財務省資料）

C． フリーランス新法・契約方法の変更

①現在の請負・委任業務における関係図

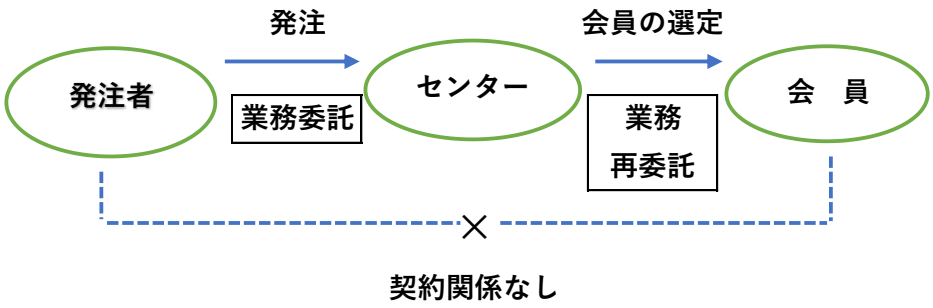

②フリーランス新法施行後の包括的契約関係図

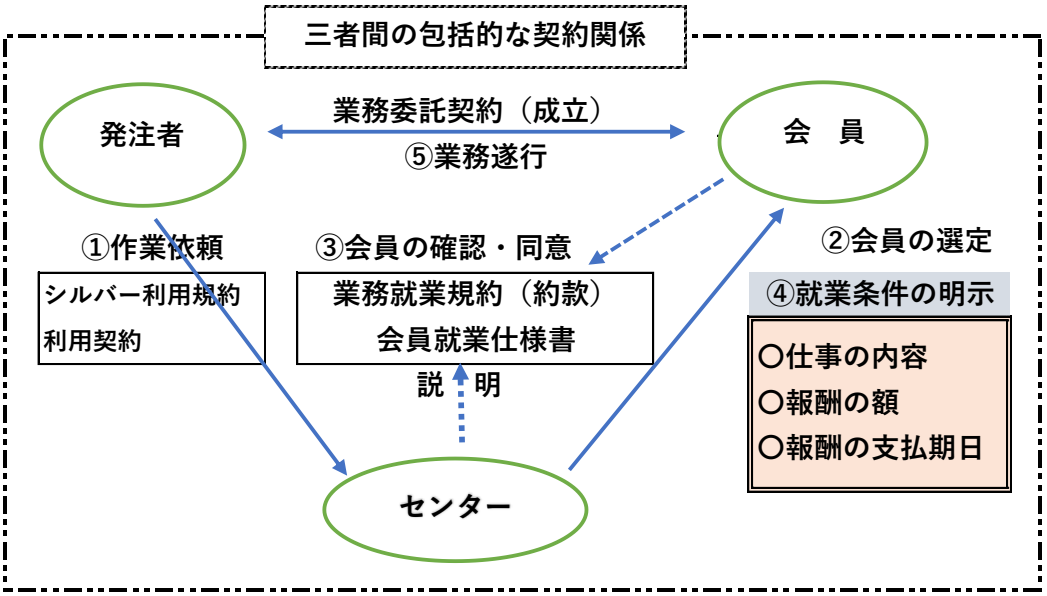

［資料提供：日野町シルバー人材センター］

（日野町シルバー人材センター　令和６年度定時総会議案書 P14 抜粋）